

平成 29 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 シャクリー・グローバル・グループ株式会社
代表者名 代表執行役 湯 田 芳 久
(JASDAQ・コード 8 2 0 5)
問合せ先 代表執行役管理本部長 湯 田 芳 久
電話番号 03-3340-3601

(変更)「ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」の
一部変更について

平成26年11月25日付で公表した「ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」(その後の変更を含みます。)に関し、一部変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更する理由

当社は、当社執行役であるロジャー・バーネットの任用条件(当社の米国子会社における任用条件を含みます。)についてレビューいたしました。新たな任用条件の交渉の一環として、当社とロジャー・バーネットとは、アメリカ合衆国における同種の業界で同様の地位にある業務執行者に付与されているストック・オプションの条件に沿う形で柔軟性を付与する観点から、同氏が保有するストック・オプションの条件を修正することに合意いたしました。これを受けて、平成29年4月29日付の取締役会決議により新株予約権の発行要領の一部を変更することを決定いたしました。

2. 変更箇所

変更部分には下線を付しております。

変更前	変更後
2. (2)④ 新株予約権の行使の条件 <u>(b) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、従業員又はこれらに準ずる者の地位にあることを要する。</u>	2. (2)④ 新株予約権の行使の条件 <u>(b) (削除)</u>
2. (2)⑦ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	2. (2)⑦ 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

<u>(c) 当社は、いつでも、本新株予約権を取得し、これを取締役会の決議により消却することができる。</u>	<u>(c) (削除)</u>
---	-----------------

3. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行要領の変更（以下「本変更」といいます。）は、当社の親会社であるシルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシーの役員を兼務する当社執行役であるロジャー・バーネットが保有する本新株予約権を対象としていますので、「支配株主との取引等」に準じ、以下の手続を履践しております。

(1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本変更は、社内で定められた規則及び手続きに従って、社外取締役が過半数を占める当社取締役会及び社外取締役のみで構成される当社報酬委員会における審議及び決議に基づいて決定しております。なお、当社取締役会及び当社報酬委員会は、当該決定にあたり、少数株主を含むすべての株主の利益について考慮いたしました。また、本変更の対象である本新株予約権の保有者は、本変更に係る取締役会決議の審議及び議決に参加しておらず、本変更は、出席取締役の全会一致により決定されております。

(2) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

本変更後の本新株予約権の内容及び条件の妥当性については、社外取締役が過半数を占める当社取締役会及び社外取締役のみで構成される当社報酬委員会において審議の上、決議を行っております。また、当該取締役会決議及び当該報酬委員会決議に際して、独立役員1名を含む支配株主と利害関係のない社外取締役4名（当該報酬委員会については支配株主と利害関係のない社外取締役3名）より、本変更後の本新株予約権の内容及び条件について、一般的な新株予約権の内容及び条件から大幅に逸脱するものではなく、適切なものであること、及び本変更は、社内で定められた規則及び手続きに基づきなされていることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

(3) コーポレートガバナンス報告書との適合状況

平成28年6月30日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本変更は、当該指針に基づき、当社の取締役会によって決定されたものです。

「支配株主との取引につきましては、支配株主から独立した社外取締役が過半数を占める当社の取締役会において、一般の市場取引と同様に取引内容及び条件の妥当性等を検討し、慎重な審議を経て決定しております。」

以 上